

船舶事故調査報告書

令和6年10月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年12月18日 14時30分ごろ
発生場所	愛媛県宇和島市宇和島港 宇和島港榑崎防波堤灯台から真方位013°700m付近 (概位 北緯33°13.9′ 東経132°33.1′)
事故の概要	漁船好宝丸は、係船作業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和5年12月22日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 好宝丸、321トン 134886、住宝丸活魚運搬株式会社（船舶所有者） 株式会社覚栄丸（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関員A
負傷者	軽傷 1人（機関員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長及び機関員Aほか3人が乗り組み、宇和島港大浦岸壁に船首を北方に向け入船右舷着けで係船作業中、右舷船首から化学繊維製のヘッドライン（以下「本件ライン」という。）を岸壁のビット（係船柱）に取り、機関員Aが前部甲板にて本件ラインの巻取り作業を行った。</p> <p>機関員Aは、余分に繰り出した本件ラインをウインドラス（揚錨機）左舷側のワーピングエンド*1（以下、単に「ワーピングエンド」という。）に巻き取ろうと、船体中央部に配置されたウインドラスの操作レバー（以下「本件操作レバー」という。）を巻上げ側に倒し、ワーピングエンドを回転させた。</p> <p>機関員Aは、本件操作レバーから離れて左舷側に移動し、本件ラインをワーピングエンドに数回巻き付け、余分に繰り出した本件ラインを船内に取り込んだ。</p> <p>（図1 参照）</p>

*1 「ワーピングエンド」とは、揚錨機両端にある係船索巻き取り用鼓型ドラムをいう。

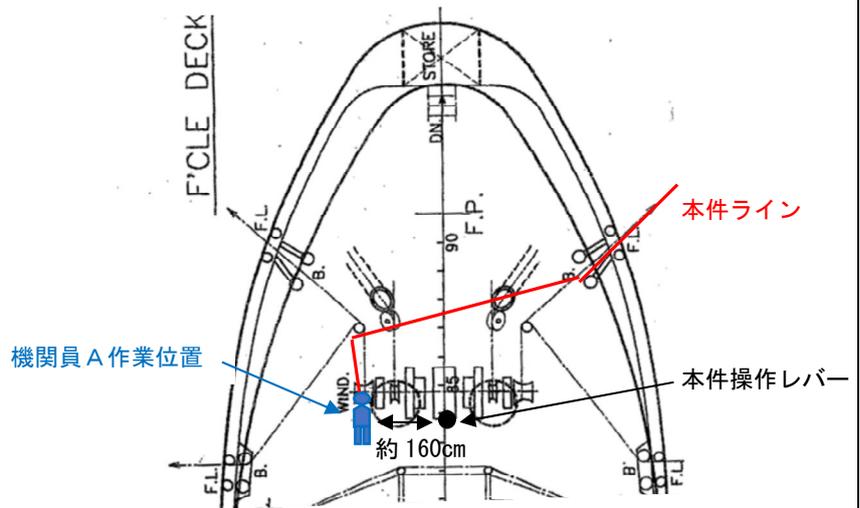


図1 本件ライン付近の位置関係

機関員 A は、本件ラインがワーピングエンドに巻き上げられている途中、ラインとラインが重なり合い、スムーズに巻き上げられない状態（以下「噛み込み」という。）となったので、噛み込みを解消しようと、ワーピングエンドを回転させたまま、右手を本件ラインの噛み込み部分に差し込んだところ、本件ラインが急に緊張し、差し込んでいた自身の右手指先が本件ラインの噛み込み部分に挟まれた。

（写真1 参照）



写真1 右手が挟まれた状況（再現）

機関員 A は、直ちに体重を掛けて右手指先を引き抜き確認したところ、作業用ゴム手袋の先が破れ、右手中指と薬指の先端部から出血していることを確認した。

機関員 A は、直ちに船橋に助けを求めた。

船長は、機関員 A に異常事態が発生したことを確認したので、直ちに船首に向かい、機関員 A の傷の状況を確認し、携帯電話で 119 番通報した。

機関員 A は、救急車で宇和島市内の病院に搬送され、右手中指及び

	<p>同葉指^{しせん}指尖部切断と診断された。</p> <p>機関員 A は、船首方向からの風の影響で船体が後方に押されたことで、本件ラインが急に緊張したと本事故後に思った。</p> <p>機関員 A は、作業場所を離れて本件操作レバーの所まで移動することが煩わしかったので、ワーピングエンドを回転させたまま作業を進めたが、本件ラインが噛み込んだ時点で、ワーピングエンドの回転を停止すれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、機関員 A が甲板作業に慣れていたので、1人で作業につかせても問題ないと思っていた。</p>
分析	<p>機関員 A は、本船の係船作業中、ワーピングエンド上に発生した本件ラインの噛み込みを取り除こうとした際、ワーピングエンドを回転させたまま本件ラインの噛み込み部分に右手を差し込んだことから、急に緊張した本件ラインの噛み込み部分に差し込んでいた右手指先が挟まれたことにより負傷したものと考えられる。</p> <p>本件ラインの急な緊張は、船首方向からの風の影響で船体が前後に動いたことにより発生したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、機関員 A が、本船の係船作業中、ワーピングエンド上に発生した本件ラインの噛み込みを取り除こうとした際、ワーピングエンドを回転させたまま本件ラインの噛み込み部分に右手を差し込んだため、船首方向からの風の影響で本件ラインが急に緊張し、差し込んでいた右手指先が挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>船舶所有者は、本事故後、同種事故等の再発防止策として、係船作業を行う際、ウインドラスの操作が伴う場合は、船長の指示の下、2名以上で作業をする体制とした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、係船作業において、緊急事態に対応できる人員を配置すること。 ・ 係船作業に当たる乗組員は、ラインの噛み込み部分に手を差し込まないこと。 ・ 係船作業に当たる乗組員は、ラインの噛み込みの解消を行う際は、係船機やワーピングエンドなどの回転を一旦停止した上で、逆回転させ噛み込みを緩めて解消すること。